

財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター寄附行為

主務官庁	東京都知事
所管官庁	厚生労働省

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 財産及び会計（第 5 条—第 14 条）
- 第 3 章 役員（第 15 条—第 20 条）
- 第 4 章 理事会（第 21 条—第 29 条）
- 第 5 章 評議員及び評議員会（第 30 条—第 36 条）
- 第 6 章 寄附行為の変更及び解散（第 37 条—第 38 条）
- 第 7 章 事務局及び職員（第 39 条—第 40 条）
- 第 8 章 雑則（第 41 条—第 43 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。（事務所）

第 2 条 センターは、事務所を東京都東村山市本町一丁目 1 番地 1 に置く。

（目 的）

第 3 条 センターは、東村山市（以下「市」という。）内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者並びにこれらに準ずる市民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって、中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- (2) 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会及び講習会事業
- (3) 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- (4) 中小企業勤労者のための勤労者福祉事業
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

（財産の構成）

第 5 条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入

- ア 財産から生じる収入
- イ 寄附金品
- ウ 補助金等
- エ 事業に伴う収入
- オ その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 センターの財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて、理事長が保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 センターの基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

3 第 1 項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 センターの事業報告及び決算は、会計年度終了後 2 箇月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及

び財産目録を作成し、監事の監査を受け、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。
(長期借入金)

第13条 センターが借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届出なければならない。
(会計年度)

第14条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上14人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事の構成は、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者の数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、センターの職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、センターの業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求若しくは招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 理事会

(種別)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(開催)

第23条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、第17条第5項第4号の監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 2 5 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 2 6 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 2 7 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 2 8 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 2 9 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(設 置)

第 3 0 条 センターの運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第 3 1 条 評議員会は、評議員 1 2 人以上 1 6 人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第 1 6 条第 3 項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任 期)

第 3 2 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 第 1 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 3 3 条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、センターの運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること並びに理事会で必要と認めた事項についてあらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

(招 集)

第 3 4 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日 7 日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第 3 5 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第 2 6 条から第 2 9 条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第 3 6 条 評議員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 7 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 3 8 条 センターは、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、センターと類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附する。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 3 9 条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、

理事長が別に定める。

(職員の任免)

第40条 職員の任免は、理事長が行う。

第8章 雑 則

(掛金負担者)

第41条 センターは、労働省関係法令に基づく事業を実施するため、第4条第4号に規定する事業の特別対象者として、事業掛金負担者(以下「掛金負担者」という。)を置くことができる。

(掛 金)

第42条 掛金負担者は、センターに対し掛金を払わなければならない。ただし、掛金の額、支払方法等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委 任)

第43条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日(平成10年10月1日)から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の評議員は、第31条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第32条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 4 センターの設立初年度、次年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。
- 5 センターの設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。